

環境局ダイオキシン類対策委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(平成13年4月25日付け基発第401号の2)に基づき、処理センターにおけるダイオキシン類ばく露防止対策を検討し、実施することを目的に、環境局ダイオキシン類対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ダイオキシン類へのばく露防止対策について
- (2) ダイオキシン類へのばく露防止推進計画について
- (3) その他

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員若干名で構成する。

2 委員長には施設部長を、副委員長には処理計画課長をもって充てる。

3 委員会の委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長に事故、その他やむを得ない事由により職務を行うことができない場合は、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3 委員会は、調査検討のため必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(ダイオキシン類対策協議会)

第5条 各処理センターに、工事請負者及び委託業務受託者を含めたダイオキシン類対策協議会(以下「協議会」という。)を設置し、ダイオキシン類へのばく露防止を図るため推進計画に基づく具体的な推進方法等を協議する。

2 協議会は、別表2に掲げる者をもって充てる。

3 協議会の議長は、処理センター所長とする。

4 協議会は、議長が召集し、会議を主宰する。

5 議長に事故、その他やむを得ない事由により職務を行うことができない場合は、議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 委員会は、調査検討のため必要があると認めたときは、部会を設置することができる。

2 部会は、別表3に掲げる者をもって充てる。

3 部会長は、調査検討のため必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会及び部会の事務局は、処理計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月24日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年8月2日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

委員長	施設部長
副委員長	処理計画課長
委員	施設整備課長
〃	施設建設課長
〃	庶務課担当課長（労務管理・安全衛生担当）
〃	浮島処理センター所長
〃	橘処理センター所長
〃	王禅寺処理センター所長
〃	浮島処理センター職員
〃	橘処理センター職員
〃	王禅寺処理センター職員
〃	産業医

別表 2

- ・ 処理センター施設管理者（所長、所長が指名する職員）
- ・ 工事請負及び委託業務契約担当課長、担当課長が指名する職員
- ・ 工事請負及び委託業務契約の請負及び受託者

別表 3

部 会 長	処理計画課長
委 員	処理計画課職員
〃	施設整備課職員
〃	施設建設課職員
〃	浮島処理センター職員
〃	橘処理センター職員
〃	王禅寺処理センター職員